

配当所得と留保利益の資本組み入れ

大 日 方 隆

I はじめに

留保利益（配当可能利益）を資本に組み入れるのと同時に、株主にたいしてその持株数に比例して新株を交付する、いわゆる株式配当は、従来から会計学に重要な検討課題を提供してきた。そのなかでも、しばしば取り上げられてきたのは、それが株主の所得となるかという問題である。もともと、わが国の税法は、株式配当が株主の所得を構成するという見解を積極的にとるといふよりも、むしろ、改正前の商法で株式配当が利益配当の一形態とされていたことを根拠にして、その利益配当に課税していたのであった。ところが、今回（平成2年）の商法改正によって、株式配当をめぐる概念および条文が整理された。商法上、株式配当は利益配当ではないことがあきらかにされたため、それにたいして通常の配当課税を行う根拠は存在しなくなったわけである。

しかし、現行税法は、留保利益の資本組み入れを配当に擬制して課税する、いわゆる「みなし配当」課税を行っている。そのもとでは、株式配当は利益配当としてではなく、こんどはその「みなし配当」として課税されることになる。この「みなし配当」規定は、今回の商法改正における最低資本金制度の導入にからんで、再検討が迫られている。留保利益の資本組み入れは、現段階で法定資本金が最低限度にとどかない企業にとって有力な増資手段のひとつになるが、その実行には「みなし配当」課税が障害となる。

この「みなし配当」課税にたいして、経済界からは疑問や批判がだされているようである¹⁾。会計理論においても、その課税の根拠は非常に興味深い論点となるはずである。

そこで、本稿では、留保利益の資本組み入れが株主にとっての課税所得であるのか否か、あらためて問いなおしてみたい。株式配当をめぐる論争では、所得がいつ、どのようにして生じるのかという問題と、株式配当以前に生じている（はずの）所得が株式配当によって実現するのかという問題とが、必ずしも十分に分離されないまま論じられていた。その株式配当論争のなかで所得概念と実現概念とをともに規範的に決めようとすれば、そうした議論の混乱が生じるのは当然の結果でもあった²⁾。そうした混乱を避けるため、以下では、所得概念をあらかじめ明示したうえで、それを援用しながら、利益配当の所得性と、わが国の留保利益の資本組み入れにたいする課税制度とを検討する。

ただし、税法規定の個々の立法趣旨やその沿革史には言及しない。配当所得、株式配当と「みなし配当」課税について、本稿ではもっぱら資本と利益との区分の観点から考察する。企業の側では、いうまでもなく、それらは基本的には拠出資本と留保利益との区分にかかわる問題であるが、他方、株主の側では、利益計算にとって重要な維持すべき資本と年度利益との区分にかんする問題である。名目資本維持のもとに原価評価と不可分に結びついた実現基準が、株主の利益計算をめぐる、理論的にも重大な

問題を生みだしている。配当金の受け取りを題材として、株主の利益計算における資本と利益との区分にも検討の目を向けることにする。

II 配当と株主の所得

留保利益の資本組み入れを検討するまえに、通常の現金配当について検討しなければならない。株式配当や「みなし配当」が株主の所得を構成するという見解のうち、支配的なものは、通常の現金配当が株主の所得となることを前提としたうえで、留保利益の資本組み入れを、現金配当を介在させてとらえている。そこでは、いったん現金配当がなされたあと、ただちにその配当資金が資本として拠出されたと擬制されているわけである。そうした論理構成の当否はしばらく措くとして、この節ではもう一歩さかのぼって、そもそも現金配当は株主の所得であるかという問いから考察をはじめることしよう。そのためには、株主の年度所得の概念について、あらかじめ明確にしておかなければならない。なお、以下では、負債のない単純なケースを想定する。

株主の年度所得は、企業の投資から期待される将来キャッシュ・フローの現在価値（企業価値）を各時点の保有株式の資本価値ととらえたうえで、年度中のその資本価値の増分として計算される。そうしたストックの比較計算をフローの差額計算に表現しなすと、年度所得は、年度中に投資財から分離（実現）したネット・キャッシュ・インフローから、年度中に生じた投資財の資本価値の減耗分を控除したものである。投資の実行によって獲得される投資開始時点の主観のれんが、操業者利得として株式を取得したときの株主の所得には算入される点を除けば、株主の年度所得は企業の年度所得と同じである。ここでは、以下での議論にとって必要な部分だけを抜き出して想定をごく単純化し、その所得概念を記号をもちいて確認しておこう。

いま、 t_0 時点で投資を開始し、毎年度末に X_i ($i=1,2,\dots$) のネット・キャッシュ・インフ

ローが得られる投資財を保有している企業を想定する。さしあたり、いっさい現金配当をせず、かつ、回収した資金を再投資しないまま留保するケースを考えよう。このとき、 t_j 時点の企業価値 V_j は、それまでに回収、留保した資金 $\sum X_i$ ($i=1,2,\dots,j$) と投資財の資本価値 I_j との合計である。

$$V_j = \sum_{i=1}^j X_i + I_j$$

ただし、資本コストを r とすると、

$$I_j = \sum_{i=1}^j X_i (1+r)^{j-i} \text{である。}$$

t_{j-1} から t_j までの一期間（第 j 年度）の株主の年度所得 π_j は、

$$\begin{aligned} \pi_j &= V_j - V_{j-1} \\ &= (\sum_{i=1}^j X_i + I_j) - (\sum_{i=1}^{j-1} X_i + I_{j-1}) \\ &= X_j - (I_{j-1} - I_j) \end{aligned}$$

となる。

ここで、 t_j 時点で、内部留保資金のうち D_j が現金配当として株主に分配されたとしてみよう。 D_j の現金配当は同額だけ企業価値を下落させる。保有株式の資本価値と配当として受け取った資金とを合計すれば、結局、配当の前後で株主の富の大きさは変わらない。留保資金を分配するような現金配当は企業価値の消費であり、けっして株主の富を増加させない。企業外部から配当資金を調達した場合も、基本的には同じ話しである。第三者割当てによって新株を発行すれば、既発行株式が稀薄化して株式1株当たりの資本価値が下落し、借り入れを行えば、それだけ企業価値にたいする劣後請求権としての株式の価値は下落する。このように、現金配当は株主の富を増加させるものではなく、株主の富は、もっぱら、キャッシュ・フローを生み出す企業の投資政策に依存するのである。

それでは、 t_j 時点で留保利益を資本に組み入れた場合はどうであろうか。その組み入れは、拠出資本と留保利益とのあいだの名目勘定間のたんなる振り替えでしかない。その正味資本内部の会計上の振替操作は、企業の将来の投資活

動にはなんら影響をあたえない。期待される将来キャッシュ・フローがそれによって変化しないため、企業価値はまったく変わらない。つまり、留保利益を資本に組み入れても、株主の富は変動せず、株主に所得は生じないのである。その組み入れにたいする課税が株主にとって所得なき課税であることは、以上よりあきらかであろう。

その留保利益の資本組み入れと同時に株主の持株数に比例的に新株が交付されても、それは、所与の企業価値のもとでの株式の分割を意味するだけである。その新株発行（株式分割）によって、株主の保有株数は増加するものの、1株当たりの企業価値が反比例して下落する。結局、企業価値に所有比率を乗じた額に変化はない。株主の富に変化がない以上、たとえ新株が交付されても、それによって株主に所得が生じることはない。株式配当が株主の所得とならないのは、企業の会計上の純資産にたいする個々の株主の持分額が不変だからではなく、所与の企業価値にたいする所有比率が変わらないからである。

もちろん、配当や株式分割が実際に行われた場合、株式の市場価格がそれに反応することもある。有利な投資機会の存在や既存の投資プロジェクトの収益性などにかんして、企業と投資家とのあいだに情報格差が存在している場合には、配当や株式分割が投資家にあらたな情報を伝達し、それによって投資家の将来予測ないし期待が改訂されるからである。配当や株式分割のもつ、いわゆる情報効果もしくはシグナリング効果である³⁾。ここでの議論はそれを否定するものではない。どんなに市場価格が変動しようと、それは主観価値で定義される個々の株主の所得とは関係のない現象なのである。もしも株主の期待が改訂されたなら、そこでは保有株式にウィンドフォールであるキャピタル・ゲインが生じたにすぎず、それは現金配当や株式分割が株主の所得であることを意味しない。

このように、ある意味では、配当課税そのもの

のが所得なき課税であるといえよう。それにもかかわらず、税法上、現金配当が所得とされるのは、税法に固有の「配当所得」という概念が定義されているからにはほかならない。そもそも、これが税法の虚構である。ほんらい、所得に課税するためには所得の定義は欠かせないが、それを包括的に定義することはきわめて難しい。ここでもちいている所得概念は、あくまでも理論分析の道具であり、実際の租税行政を行ううえでの所得の定義はまたべつに考えなければならない。表現に差異はあっても、多くの国において基本的には、企業が行う現金配当額が「配当所得」とされているようである。株主が受け取る現金配当は、理論的には株主の所得ではないが、税法上の「配当所得」として課税所得の一部を構成するわけである。

そうした「配当所得」の定義を与件としながら、なおかつ、利益配当にかんして所得なき課税を避けるには、つぎのようにすればよい。現金配当が行われると、すでに触れたように、現金配当分だけ保有株式の資本価値が減少する。そこで、現金配当が行われたとき、その資本価値の下落分が株主の課税所得計算に反映されれば、所得がないところに課税するという事態は避けることができる。むしろ、この保有株式の資本価値の減少に起因する株主の（マイナスの）所得は、株式の市場価格の実際の変動とは関係がない。市場価格の変動で測った、いわゆるキャピタル・ゲイン、キャピタル・ロスの課税上の議論とは次元が異なっている。種類別、源泉別に課税所得を計算する際に、株式価値の下落分を調整計算すればよいのである。

しかし、その計算は配当の局面で調整を行うだけであり、それで問題が解決されるというわけではない。前述の所得の概念に即して株主の年度所得を計算することは、現行の課税所得計算体系や、原価評価、実現基準を原則とする企業会計の利益計算の枠組みのなかではできない。上述のような調整計算は、現金配当が行われる以前の段階で株主の所得を捕捉し、それを保有

株式の評価に反映させることを前提としているからである。保有株式をその資本価値で評価し、その評価額の年度中の増分を株主の年度所得とするのが、所得概念に整合的な計算方法であろう。そのような所得計算を行わずに、配当の局面だけを所得概念に整合させてもたいして意味がない。

出発点にたちかえって、問題の発端をもう一度検討してみよう。「配当所得」の定義によれば、現金配当が行われたとき、その受取配当額が株主の所得とされるのであった。周知のように、保有株式の評価額を増加させないのは、実現基準による。その保有から生じるキャッシュ・インフローのすべてを所得とするのは、非償却資産とされる株式の保有からは資本費用が生じないとされているからである。こうしてみると、税法上の「配当所得」の定義は、企業会計の利益計算の原則にてらせば、ごく当然のことのようにも思われる。受取配当をそのまま所得とする虚構は、いわば、企業会計の利益計算のルールから生じているとみることができる。

もちろん、株主の所得を理論的に計算するうえでの技術的な困難さも、そうした虚構を生み出した背景には存在しているであろう。しかし、投資財の保有から生じたキャッシュ・インフローを資本と利益（所得）とに分けることなく、すべてそのまま年度の課税所得に算入している点にこそ重要な問題点が含まれている。非貨幣財から貨幣財が分離したとき、その貨幣量のすべてを年度利益の構成要素とする実現基準が、株主の所得計算に問題を生じさせているといえよう。受取配当のなかには、株式の保有期間中に生じた株主の年度所得にみあわない部分も含まれているからである。こんどは、その年度所得と配当による現金の受け取りとの関係のみをみよう。

これまでの議論からあきらかなように、配当によって株主の所得が実現するか否かという問いには明確な答えをあたえることはできない。少なくとも、実現を問題とする時点までに所得

が存在（発生）していなければ、所得の実現については議論のしようがないからである。配当権利落ちの直前に株式を取得して配当金を受け取った株主を考えてみればよい。そこでは、株式の資本価値の一部が配当を通じて換金されただけであり、所得そのものが存在していない。株式の保有期間中に企業価値の上昇がないかぎり、たんに現金配当のみをとらえて所得が実現する時点を議論しても、その実益は乏しい。個々の株主の所得を所与としたうえで、配当金の受け取りによるその実現を考えてみなければならぬ。

ここで、さきの設例の t_{j-1} 時点で株式を取得し、第 j 年度を通じて株式を保有している株主を考えよう。 V_j や π_j は、この株主の期待を基礎に計算されているものとしよう。株式の資本価値から分離した現金配当 D_j と株主の所得 π_j とは、金額が一致する保証はない。株主は、たとえば過年度の留保利益を分配して年度所得以上の貨幣財を保有株式の資本価値から分離させることもできれば、まったく所得を分離せずに株式を保有し続けることもできるからである。ところが、税法上は、現金配当を受け取ったときに「配当所得」が生じると規定され、その「配当所得」の額は、受け取った配当金全額であるとされる。現金配当を受け取った段階で「配当所得」は全額が実現する。そこでは、実現基準が、所得捕捉のタイミングと所得測定との両者を同時に規定しているのである。

この問題は、課税所得計算の領域だけにとどまるわけではない。周知のように、企業会計においても、配当を受け取ったとき、その全額が年度利益に算入されているからである。資本と利益とに分けることと、実現基準との関係について、あらためて検討してみなければならぬであろう。ともあれ、利益計算ルールに多かれ少なかれ依存して課税所得を計算するという、現行の課税所得計算のありかたを与件とすれば、受取配当を株主の所得とする「配当所得」概念の虚構をさしあたりは受け容れざるを得ないで

あろう。その虚構を所与としたうえで、「みなし配当」の問題を検討してみよう。

Ⅲ 「みなし配当」規定の虚構性

留保利益の資本組み入れにたいする配当課税は法人税法第24条、所得税法第25条で規定されているが、その所得税法の合憲性をめぐって裁判で争われたことがある。最高裁では、その課税は憲法第29条、84条に違反しない旨が判示された（最高裁判決昭和27年12月21日）。そこでは、「みなし配当」課税が憲法の定める租税法主義に抵触するか否かが争われたわけである。残念ながら、最高裁判決においては、「みなし配当」課税は立法の裁量の範囲内であることが示唆されたのにとどまり、その課税を正当化する理由は示されなかった⁴⁾。そこでこの節では、最初に、第一審の大阪地裁判決（昭和55年12月19日）と第二審の大阪高裁判決（昭和56年7月16日）から、「みなし配当」課税を正当化する根拠に言及した部分を抜き出して、それらに検討をくわえることにする。

まず、第一審では、「いまこれを課税物件に関する規定についていえば、担税力を欠くことが明らかなものを課税物件として租税が課される場合にはじめて、憲法29条に違反するというべきであるが、そうでないかぎり、租税法規が課税の対象としても、いわば財産権の内在的制約として、受忍すべきものであって、これをもって憲法29条に違反するとすることはできない。」とされた。つまり、留保利益の資本組み入れが、株主にとって「担税力」のある所得であるか否かが争点のひとつとなっていたのである。一審判決では、「利益積立金額が資本に組み入れられた場合、その時点までに株主の保有株式の価値が少なくとも資本金額の増加の範囲までは増加していることに着目し、この保有株式の価値の増加益に担税力を認め、これが資本への組み入れという形でいわば顕在化した時期をとらえてこれを課税の対象とすることは、何ら不合理ではない。」と示された。

それと同様に第二審でも、「未実現の利得も担税力を増加させることは否定できず、これを除外することは担税力に応じた公平な税負担の原則にそぐわない結果となるし、実現した利得のみを課税対象とすると租税回避が生じ易くなる。実現した利得のみを課税対象とするか、未実現の利得をも加えるか、またその範囲、限度等は結局、租税立法政策の問題というべきである。」とされた。そのような前提にたつたうえで、第一審と同じく第二審でも、「控訴人は、所得税法25条2項2号は、配当所得となりえないものを配当所得とみなす規定であって不合理であるというが、…（中略）…右条項は株主の保有株式の価値の増加益に担税力を認めてこれを課税対象とするものであり、…（中略）…株主の保有株式の増加益に課税する場合、実現利得である配当所得と同様の取扱いをすることはあながち不合理とはいえない。」と判示されたのであった。

このように、いずれの判決も、つぎのような二段階の論理に立脚していた。第一に、留保利益が資本に組み入れられるとき、少なくともそのときまでに、未実現ではあるが株主の「担税力」は増加している。第二に、「担税力」が増加している以上、それが実現か未実現かにかかわらず、それにたいして課税するか否かの選択は立法の裁量範囲であり、いずれが選択されても憲法に違反しない。このうち後者は租税法の問題であるが、その結論は前者の論理的帰結のうえに導かれている。当然、前者に誤りがあれば、判示されたような理由づけでは結論をだすことはできない。したがって、前者の論理こそを検討してみなければならない。ところが、判決にいう「担税力」は概念定義があきらかでなく、それ自体がひとつの検討課題である。ここでは、それを株主の富＝保有株式の資本価値として議論をすすめることにしたい。

前節で確認したように、留保利益を資本に組み入れても、株式の資本価値は増加しない。また、その資本組み入れが株主の所得とは関係が

ない以上、その実現—未実現は問題とならないことも前述したとおりである。留保利益の資本組み入れによって、保有株式に「担税力」のある未実現の価値増加が生じることはない。一、二審判決は、被投資企業が会計上の利益を獲得した段階で株式価値はすでに増加しているという理解にもとづいているようであるが、そうした前提を受け容れても、留保利益の資本組み入れへの課税を正当化することはできないであろう。そこでいわれるような株式価値の未実現の増分には、すでに法人税が課されているからである。そのうえさらに課税し、しかも資本に組み入れた分にだけ課税するというのでは、納得のゆく説明をするのは困難ではなからうか。

いずれにしても、留保利益を資本に組み入れる時点、およびそれ以前の段階において、その組み入れに課税する理由が生じているとは認められない。前掲の判例では触れられていないが、そもそも、「みなし配当」を規定している法人税法、所得税法のどちらも、その条文構成からわかるように、第1項を基本とし、その趣旨を貫徹するために第2項が設けられている。「みなし配当」規定の検討は、条文の構成に即して、第1項から出発しなければならないはずである。そのうち、株式会社が解散するときの「みなし配当」を規定している第3号を取り上げれば十分であろう。なお、以下では所得税法の規定を取り上げるが、法人税法における「みなし配当」の規定も所得税法におけるそれと実質的には同じであり、法人株主を想定しても以後の議論の本質に変わりはない。

いま、解散時点の企業の残余財産は現金 A_n だけであり、拠出資本は C_n 、留保利益は RE_n ($A_n = C_n + RE_n$) であったとしよう。株主は一人とし、株式の取得原価を K_0 とする。所得税法では、法人の解散時点の留保利益が解散にあたって配当されたものとみなされ、留保利益相当額 RE_n が株主の「配当所得」となる。一方、株式の「譲渡所得」は、解散時点の拠出資本の額と株式の取得原価との差額 $C_n - K_0$ と

なる⁵⁾。ここで、解散直前に留保利益 RE_n のすべてが拠出資本へ組み入れられたとしよう。この場合、現行の税法では解散時に配当課税はなされず、その代わりに、「譲渡所得」は $C_n + RE_n - K_0$ とされる。利益の資本組み入れによって、名目上は「配当所得」 RE_n が「譲渡所得」に転換されることになる。ただ、いずれの場合も解散のときの株主の所得合計が $A_n - K_0$ となる点は同じである。

さて、留保利益の資本組み入れにたいする配当課税の根拠については次節で検討することにして、ここではもう少し「配当」ないし「みなし配当」の概念について考えてみよう。企業解散時における税法上の「配当所得」と株式の「譲渡所得」との分類は、会計理論上のインカム・ゲインとキャピタル・ゲインとの分類とはかなり異なっている。会計上、財の譲渡差額の全体をキャピタル・ゲインとみるのがふつうであろう。それにたいして、税法上のその分類は、解散する被投資企業の拠出資本と留保利益との区分に依存しているのである。解散時の拠出資本の額をもって株主の資本回収額とするのも、税法上の虚構といってよい。被投資企業で記録されている拠出資本の額と、株主が保有する株式の資本価値とは直接的な関係がないからである。

このように、解散時の「みなし配当」所得の定義は、一見、奇異な印象を受ける。ところが、通常の現金配当の場合の「配当所得」の定義と、この解散時の「みなし配当」所得の定義とは、じつは本質的には同じといってよい。前節でみたように、税法は、留保利益の減少を原因として企業が保有する財を株主に分配するときに、その留保利益の減少額を株主の「配当所得」としているのであった。それと同じように企業の解散に際しても、留保利益の減少を原因として企業所有の財が分配されるときに、留保利益の減少額を基準として株主の「配当所得」を認定している。その意味では、そもそも「配当所得」の虚構が、解散時の「みなし配当」所得の

虚構を招いているといえる。

むしろ、このような税法上の「配当所得」概念を前提としても、株式配当を「配当所得」とみることにはできない。新株の発行は、企業が保有している財の分配とは異なるからである。たとえ市場から購入した自社株の分配の場合でも、その自社株を企業の保有財とみなすのは無理であろう。しかし、これにたいして、株式配当を株主の所得とする論者たちからは、つぎのような主張がしばしばなされる⁶⁾。いったん、企業の保有している財（たとえば現金）が利益配当として株主に分配されたあと、株主全員がただちにそれを拠出して企業の資本を増加させたというのである。利益配当であるか否かの判断規準は、当然、配当以外の概念によって構成されていなければならないから、このような説明はその論理構成に誤りがあるというべきであるが、意外に根強く支持されているようである。

実際に、さきに紹介した係争事件の一、二審判決のなかでも、つぎのような説明がなされた。第一審においては、「利益積立金額を資本に組み入れることは、会社がいったん利益積立金額を株主に分配したうえ、あらためて同額の資本の払込みを受けることと同一の効果をもたらすことから、課税の合理性は裏付けられる。」といわれた。同様に、第二審でも、「利益積立金額を資本に組み入れることは、会社が一たん利益積立金額を株主に分配したうえ、あらためて同額の資本の払込みを受けることと経済上の効果を同じくするのであるから、…（中略）…あながち不合理とはいえない。」とされた。

そのような論理構成は株主の強制された追出資を擬制するために、会社法理論でも問題点が指摘されており、現行商法のもとではそれを正当化することはできない。留保利益の資本組み入れは単独の法律行為であることが、明文で定められたからである。また、簿記処理のうえでも、留保利益の資本組み入れは、名目勘定間の振り替えとしてそれだけで仕訳を完結させる。企業会計においては、その説明にあたってこと

さらに前掲のような論理構成をとる必要はない⁷⁾。いずれにせよ、利益の資本組み入れに利益配当行為が観念的に内包されているという説に依拠して、それへの課税を正当化することはもはやできないわけである。「みなし配当」規定は、もっぱら税法に固有の論理によって正当化が試みられるよりほかにない。しかも、その課税が所得なき課税である以上、その根拠は租税政策にもとめる以外にはないであろう。

一般に、税法の適用や解釈のうえで特異な擬制が行われるのは、実質的には同一の効果を得ながら、もっぱら租税回避のために通常はみられないような法形式が選択される場合である。その場合には、その行為を実質に引きなおすことによって相当の税負担を課すのが妥当であると理解されている⁸⁾。そうすると、ここでの問題関心は、留保利益の資本組み入れが現金配当による留保利益の減少と資本拠出との複合でありながら、もっぱらそこでの配当課税を回避するために行われるのか、という点に向けられよう。もしも留保利益の資本組み入れが租税回避目的でなされないのなら、それへの課税を通じてその組み入れ行為を抑制する必要はないことになる。その組み入れが租税回避につながるのか否か、それがつぎに検討すべき問題の核心をなすわけである。

IV 「みなし配当」課税の政策性

(1) 課税方式、適用税率が無差別な場合

「配当所得」と「譲渡所得」とで課税方法や適用税率が異なる場合には、その違いが原因となって、課税所得種類の区分が株主の税負担（税額/課税所得）に影響をあたえる。周知のように、わが国では株式の「譲渡所得」に比べて「配当所得」のほうが重い税がかけられている。そうした差別的な課税が株主の行動に影響をあたえることはいうまでもない。しかし、以下では、そのような現行税制を与件とせず議論しよう。両者にたいして差別的な課税をすることは理論的に当然でもなければ理想的であるとも

いえないからである。ここではまず、「配当所得」と「課税所得」とは税負担が同じであると考える。留保利益の資本組み入れを配当とみなすことにどれだけの政策的な合理性があるのか、それが検討すべき課題となる。

企業が解散するときの株主の所得は、すでに確かめたように、どのように「配当所得」と「譲渡所得」とに振り分けても、そこでの所得合計は不変なのであった。したがって、そこでは、「配当所得」と「譲渡所得」とに均等に課税されるかぎり、所得の種類を転換しようとする誘因はまったく生じない。他方、企業継続中の現金配当については、現行税法では、それによる企業価値の下落分だけ「譲渡所得」を減額して「配当所得」を相殺することは認められず、受取配当金の全額が課税対象となる。しかし、同じく保有株式の資本価値を換金するなら、株式を売却したほうが、取得原価が控除される分だけ、現金配当によるよりも課税所得は小さくなる。実現基準に原価評価が結びついているからである。当然、企業継続中には、たとえ差別的な課税がなくても、現金配当を控えることを通じて「配当所得」課税をできるだけ少なくしようとする誘因が株主には働くであろう。

それでは、この場合に、株主が留保利益を資本に組み入れようとするインセンティブは存在するのであるか。株式の資本価値を換金する手段として、かりに株主が配当よりも株式売却を選好するとしても、その場合にわざわざ留保利益を資本に組み入れる必要はない。資金を企業内部に留保して配当課税を回避するのなら、株主は、たんに現金配当を行わないだけで十分である。このケースでは、配当課税を避けるために留保利益を資本に組み入れるという誘因は存在していない。そうした誘因が存在しない以上、その組み入れに租税回避防止を目的として課税する理由は見あたらない。ここで想定されている税制においては、「配当所得」と企業解散時の「みなし配当」の虚構を前提にしても、留保利益の資本組み入れを配当とみなす必要は

ないといってよい。

以上のように、所得種類が異なってもそれぞれに均等の課税がなされるならば、解散時の租税を回避するためにその種類を転換するインセンティブは生じない。ある意味で当然のことを確認したまでである。とはいっても、逆に、所得種類間の差別的な課税が留保利益の資本組み入れにたいする課税を必要とさせているといえるかは、べつの問題である。そういえるならば、問題の根本は差別的な課税制度それ自体にあり、そうした差別的課税の当否が問題となる。しかし、そうした税制全体にかかわる問題を議論するまえに、まずはその資本組み入れにたいする課税の根拠を検討してみなければならない。留保利益の資本組み入れにたいする課税の問題は、じつはそれほど単純ではないのである。

(2) 差別的な課税が行われる場合

つぎに、わが国の現行税制と同じく、「配当所得」よりも株式の「譲渡所得」のほうが税負担が軽いとしよう。さきの場合に比べて、株主には「配当所得」を抑制して株式売却を選択する誘因が、いっそう強く働く。もちろん、株主は、企業解散時にも「配当所得」ができるだけ少なくなるようにするであろう。あきらかに、この差別的な課税のもとでは、「配当所得」を株式「譲渡所得」に名目的に転換しようとするインセンティブが存在している。ただし、その転換のインセンティブは企業の継続中の税負担ではなく、将来の解散のときの税負担を予期してのものである。企業の継続中は配当をしなければよいのであり、所得種類の名目的な転換操作はまったく問題にならないのであった。

それでは、この場合、留保利益の資本組み入れを配当とみなすことに合理的な理由が存在するのであるか。いま、かりに留保利益の資本組み入れが非課税であるとしてみよう。節税を目的とする株主が、配当をいっさい要求せずすべての配当可能利益を資本へ組み入れようとするともかぎらない。そのことによって将来の「配当所得」が将来の「譲渡所得」に転換でき

るのであれば、前者に重課する税制のもとでは、留保利益の資本組み入れは将来の税負担を軽減させるからである。従来の議論では、留保利益の資本組み入れに課税しないと、「配当所得」が株主の恣意によって「譲渡所得」に転換されてしまい、配当に永久に課税できないことが、留保利益の資本組み入れにたいする課税の根拠とされてきた⁹⁾。そのような理解には、検討すべき2つの前提が暗黙のうちに含まれている。

その背景にある考え方のひとつは、「みなし配当」課税がなければ、株主は、留保利益を資本に組み入れることによってそれを配当しないまま、かつ、市場で資本価値を換金して「配当所得」課税を逃れるという理解であろう。しかし、なんども確認したように、企業の継続中に株式を売却する株主は、留保利益の資本組み入れにはなんら関心がない。その株主にとっては、現金配当さえなされなければよいのであって、拠出資本と留保利益との会計上の区分は問題にならない。そればかりか、そもそも、通常の「配当所得」課税や解散時の「みなし配当」課税は、利益配当の促進を期待するものではない。解散するときに配当課税がなされれば、そのときまで配当課税を延期することをことさらに防止する理由は存在しない。

課税逃れ防止を理由としてきた議論のもうひとつの前提は、法定資本金が源泉別に区分処理されないということであった。たしかに、その場合には資本に組み入れられた留保利益を解散の時点では識別できなくなり、「みなし配当」課税を実行できない。しかし、留保利益を資本に組み入れても、論理的には、「配当所得」から「譲渡所得」への転換が完了してしまうわけではない。法定資本金の内訳がわかるように、出資による金銭の払い込み分と留保利益の組み入れ分とを区分して会計処理（財務諸表の表示のうちでは注記でもよい）しておけば、企業が解散したときにも、資本に組み入れられた留保利益を「みなし配当」として課税することができるからである。そうした会計処理ルールを企

業に義務づけておけば、たとえ留保利益を資本に組み入れたところで、「配当所得」から「譲渡所得」への所得類型の転換は生じない。

しかも、その法定資本金を税務書類のうえで区分処理することはさほど難しいことではない。実際に、税法は、資本準備金について、合併差益のうち被合併会社の留保利益からなる部分を区分処理させている（法人税法第2条第18号）。これは、解散するときにその部分にたいして「みなし配当」課税を行うことを予定しているからである。資本に組み入れられた留保利益についても、税務上同様の措置をとることは立法技術という点では可能はずである。その部分について解散時点で配当課税をすれば、留保利益を資本に組み入れても株主の将来の税負担は減少しないのであり、わざわざ資本組み入れ時に課税を繰り上げる必要はないであろう。

ただし、株式の「譲渡所得」と「配当所得」とで差別的な課税がなされ、かつ、資本金が区分処理されないことを与件とし、それによって留保利益を資本へ組み入れるインセンティブが生じるとしても、必ずしもそれを配当として課税することが正当化されるわけではない。留保利益の資本組み入れは解散のときの「みなし配当」所得を「譲渡所得」へその種類を転換するだけであり、そこで増加する「譲渡所得」は課税されるのである。その転換防止のために資本組み入れに課税するのであれば、そこでは「配当所得」と「譲渡所得」との税率の差に相当する分だけを課税すればよい。それに比べて、それは繰り上げ課税であるから、税率は早期納税分だけ減免されるのが当然である。留保利益の資本組み入れにたいする現行の課税制度を転換防止規定とみるのは、納得のできる説明ではない。

以上からあきらかなように、「配当所得」と「譲渡所得」とのあいだで差別的な課税がなされるとしても、税法上、必ずしも留保利益の資本組み入れを現金配当と同一視する必要はない。法定資本金を源泉別に区分処理することが規定

されれば、留保利益の資本組み入れにたいする課税はその根拠を失うであろう。その課税の根拠は、「配当所得」という虚構の一貫性という観点からも、租税回避防止という観点からも十分には説明できないのである。その課税の本質は、法定資本金にかんする慣行的な会計処理ルールを前提とした節税防止のための政策税制であるといつてよい。法定資本金の区分処理、さらに拠出資本と留保利益との区分について、考えてみる価値がありそうである。

V 資本と利益の区分

ここまでは、株主の年度所得の概念に依拠しながら、現金配当の所得性と留保利益の資本組み入れにたいする課税について検討してきた。そもそも、「配当所得」の概念そのものが虚構であり、解散のときの「みなし配当」課税もその虚構のうえに成立していた。しかし、留保利益の資本組み入れにたいする課税は、そうした虚構を超えて、むしろ、説得的な根拠に欠けるものといつてよい。その課税の根拠は、拠出資本と留保利益とは区分されながら資本金は源泉別に区分されないという、慣行的な会計ルールに支えられている。そのルール自体も、あたりまえのことであるとはいえない。ここまでの議論では、企業会計にとってそうした重要な問題がいまだに残されたままになっている。この節では、資本と利益との区分という観点から、若干の問題点について検討してみよう。

周知のように、会計上、拠出資本と留保利益とが区分されているのは、会社法によって株主への財の分配が規制されているからである。拠出資本の取り崩しによる分配は厳しく制限される一方で、過年度分を含めた留保利益の処分は自由に認められるという非対称的な規制が、資本ストックを拠出資本と留保利益とに分けることを必要にさせているわけである。それにたいして、年度利益の計算にとっては、そうした区分はまったく問題にならない。各年度において、維持すべき資本と利益とが区別されるだけで十

分であり、株主の持分ストックの構成は選ぶところがない。拠出資本と留保利益との区分は、あくまでも財の分配にたいする法の制約、すなわち配当規制に由来するものであるといつてよい。

その規制の狙いは債権者の保護におかれているが、拠出資本と留保利益との区分が債権者保護に役立つのは、その区分によって、将来に予想される財の分配が影響を受けるからにはほかならない。つまり、商法上の資本ストックの区分においては、財の分配に際して予定されている拘束力の違いが決定的な意味をもつ。ひとしく留保利益であっても、配当のためには取り崩せない利益準備金と、配当が許されるそれ以外の留保利益（＝商法上の剰余金）との区分が重視される。むしろ、利益準備金は、その拘束の程度が類似している資本準備金と同列に並べられ、両者に共通の法定準備金という概念が商法上あたえられているのである。また、拠出資本のなかでも、資本準備金と資本金とは拘束性の違いから区別されている。こうして、資本ストックは商法上、資本金、法定準備金、剰余金の3つに分類される（「計算書類規則」第34条第1項）。

ここでは、もっぱら将来の取り崩しにたいする法による制限が問題とされ、それぞれが、過去いかなる経緯で生じたかということやその源泉の違いは問われない。たとえば、資本準備金は株式払込剰余金、減資差益、合併差益から構成されるが（商法第288条ノ2第1項）、そのいずれであっても拘束のされかたは同じため、資本準備金のもとに一括される。それと同様に、利益準備金もそれ以外の留保利益も、それがいったん資本金に組み入れられてしまえば、そのあとでは商法上その源泉は問題とならない。いずれにせよ資本金は、減資の手続きを経なければ取り崩すことはできないからである（第375条）。このように、債権者保護を目的にすえた現行の配当規制のもとでは、株主から払い込まれた資本金と、利益から振り替えられた資本金とを区別する理由は、まったく存在していない。

それにたいして、税法は、商法とは異なった観点で拠出資本と留保利益との区分を利用しようとしている。解散による財の分配までも含めて、留保利益の減少による財の分配には配当課税がなされるのであり、税法は、そのような配当課税をするためにその区分を必要としているわけである。そうした課税制度では、なによりも、資本ストックが増加した原因ないしその源泉が問題となる。株主が払い込んだ資本と稼得した利益の留保分との区別が重視され、ここでは、資本ストックの取り崩しにかんする商法上の拘束性の違いは問題とはならない。たとえば、留保利益の一部である利益準備金は配当のために取り崩すことができなくとも、解散のときに配当課税をするために、それは拠出資本の一部である資本準備金から厳格に分けられなければならないのである。

そのような税法上の区分の趣旨からすれば、たとえ留保利益が資本に組み入れられても、株主の払い込みによる資本と稼得した利益との区分はそのまま維持されねばならない。資本ストックを区分する論理が、商法と税法とは異なっているのである。商法の配当規制に裏付けられた資本ストックの区分ルールとそれに従う会計実務とをなんら変更することなく、税法上もそのまま利用することが、ここでの問題を生じさせているといえよう。税法は、最低資本金制度への移行期間だけは租税特別措置によって暫定的に対応するようであるが、問題はそのような部分にとどまるわけではない。留保利益の資本組み入れにたいする「みなし配当」課税の根本的な見直し作業が必要であろう。

もっとも、会社法による配当規制はもちろん、税制の問題も企業会計の外側で決められるべきことがらである。ここではこれ以上は立ち入らない。本稿でとくに強調しておくべき点は、「配当所得」という概念の虚構性である。わが国の税法では、企業の解散時には株主の所得は「配当所得」と「譲渡所得」とに分けられるが、そこにその虚構性はもっとも顕著なかたちであ

られる。債券の譲渡差額を経過利息と売却益とに分けるのとは違い、ほんらい、株式保有から生じる所得をインカム・ゲインとキャピタル・ゲインとに二分するのは容易ではない。わが国の税法は、株主の所得計算を被投資企業の会計処理に結びつけることによって、その問題を解決しようとしているのである。

しかし、そのような結びつけは、企業会計ではあたりまえとはいえない。原則として、取引当事者双方の会計処理の整合性がとくに問われることはないからである。それにもかかわらず、会計上、受取配当金の全額が利益に算入されるのはなぜであろうか。受け取った配当金が利益であることは、ごく当然のことにように受けとめられてきたのではなかろうか。かりにそれが当然であるというとき、それはたんに慣行的にそうなっているからであるのか、それとも、その必然性が理論的にも説明できるからであろうか。ここでは、その点を検討してみよう。現時点で当然とされているようなことをあらためて問いなおすには、現在の利益計算ルールを与件とせず、それとは異なる利益計算のやりかたを想定してみればよい。それと現在のルールとの比較が、手がかりをあたえてくれるであろう。

繰り返し触れてきたように、株主は、配当によっても株式売却によっても、保有株式の資本価値を換金することができる。株主にとっての重要な関心は現金と株式との資産構成（ポートフォリオ）であり、取引費用や税を無視すれば、換金手段という点では配当と株式売却とは無差別である。実現を非貨幣財から貨幣財が分離することと考えるかぎり、株式の取得後に増加した資本価値、すなわち株主の所得は、配当と株式売却のいずれかの換金手段を通じて実現することになる。そうすると、会計上の問題は、配当と株式の売却で得る収入の合計を、所得の実現のタイミングにあわせて、どのようにして資本と利益とに分けるのかという点に帰着するのである。

ここではまず、極端な想定からはじめよう。

配当によっては株主の所得はいっさい実現せず、株式の売却によってはじめてそれが実現するとしてみよう。受取配当金のインフローを利益にたいして中立にするには、それと同額のアウトフローを擬制するよりほかはない。簡単な方法は、保有株式の評価損を計上することであろう。しかし、原価評価、実現基準のもとでは、そのような操作はできない。保有株式の評価増を行わない一方で、配当金を受け取るたびにそれと同額の評価損を計上し続ければ、保有株式の評価額がマイナスとなる可能性があるからである。正の財のストックの評価額がマイナスになることは、会計の常識に反する。企業会計では、株式売却まで利益の計上を繰り延べることはできないわけである¹⁰⁾

そうすると、つぎに考えられるのは、配当金を受け取るたびに、それまでの株主の年度所得の累積額が実現するとみる見方であろう。むろん、配当によって株主の所得が実現するといっても、実現所得がいくらかは、またべつに決めなければならない。ふたたび第2節でもちいた設例を利用しよう。 t_{j-1} 時点（配当権利落ち後）で、企業価値＝株式の資本価値 V_{j-1} で株式を取得したとする。 t_j 時点の配当前の企業価値は V_j であり、この一期間では資本価値の増分＝株主の所得は π_j であったとする。つまり、

$$V_{j-1} + \pi_j = V_j \quad \cdots(1)$$

である。 t_j 時点で留保資金の一部 D_j が配当されたとすると、配当後の企業価値 V_j^* は、

$$V_j - D_j = V_j^* \quad (>0) \quad \cdots(2)$$

となる。

ここで、受け取った配当金 D_j とこの場合の株主の所得 π_j との大小関係で、ケースを2つに分けて議論しよう。過年度分を含めた留保利益の分配が許される配当制度のもとでは、配当 D_j と所得 π_j とのあいだには、論理的な関係はいっさいないからである。まず、所得 π_j が配当 D_j を超えていれば ($\pi_j \geq D_j$)、株主が受け取った配当金の全額が実現所得である。この場合、企業会計において配当金の全額を年度利益

とすることには、それなりの根拠が認められよう。問題となるのは、配当 D_j が所得 π_j を超過する ($D_j > \pi_j$) ケースである。この場合、配当金のうち π_j は株主の年度所得（の累積額）が実現したものといってよいが、それを超える $D_j - \pi_j$ は株主の所得ではない。それは投下資本の回収分であり、ほんらいは保有株式の評価額から差し引かれねばならない。

むろん、それを保有株式の評価額から控除しても、さきの(1)と(2)より、

$$\begin{aligned} V_j - D_j &= V_{j-1} + \pi_j - D_j \\ &= V_{j-1} - (D_j - \pi_j) > 0 \end{aligned}$$

であるから、その勘定残高はマイナスとはならない。つまり、このようにして資本と利益とに分ける操作は、前述のような会計の常識をもってしては否定されないのである。しかし、現在の企業会計では、つねに受取配当金の全額が利益とされている。この後者のケースでは、投下資本の回収分＝維持すべき資本の要素が利益に算入され、配当を受け取ったときの利益がそれだけ大きく計上される一方で、株式売却時には逆にそれだけ利益が小さく計上される。現行の利益計算では、株式の取得原価のすべてがその売却時の費用になり、それ（の一部）が配当を受け取る時点で費用として配分されることはない。

そのように利益が配分されるのは、名目資本維持のもとに実現基準が原価評価と結びつけられているからである。むろん、キャッシュ・フローの配分という点では、前述のように所得の部分的な実現にあわせて利益を計算する場合でも、配当と株式売却によるキャッシュ・インフローの合計から株式投資のキャッシュ・アウトフローを控除したネット・キャッシュ・フローが、配当受け取り時点と株式の売却時点とに配分されることには変わりはない。現在の企業会計に特徴的なのは、株式の売却収入とその取得原価との差額が、つねに株式を売却した時点で配分されてしまう点である。そのため、それに先だつ配当収入の全額が、配当を受け取ったと

きに実現利益とされることになる。そこでは、実現基準が、いつ利益になるかだけでなく、どれだけが利益かまでも決めてしまっている¹¹⁾。

このように、保有株式の資本価値の換金手段としては配当と株式売却とは無差別であるにもかかわらず、企業会計では、その換金のさせかたによって維持すべき資本と利益との区分が決められている。ほんらい、その区分は、実現とはべつ概念もしくはルールによって処理されねばならない。実現はいつ利益となるかを定めるだけであり、どれだけが利益かを定める基準ではないからである。この問題を解決するためには、株主の所得が換金された取引を問題にするのではなく、その換金よりも以前の段階で資本と利益とに分ける作業が必要であろう。受取配当金の全額を利益とする企業会計の虚構は、換金の取引形態に依存して資本と利益とを分けることから生じているのである。

もちろん、株主の年度所得を測定することの技術的な困難さも、その虚構を生みだした理由のひとつに挙げることができるであろう。しかし、たんにそれだけであれば、受取配当金の全額をつねに利益とするのは次善の策ということになる。実行可能性が問題なら、受取配当金を、株式への投資原価が回収し終わるまではその回収に充当し、それ以降の受取配当金と株式の売却収入のすべてを利益とするという方法も考えられる。したがって、受取配当金のすべてを利益に算入することを当然とみるか否かは、原価評価と実現基準との結びつきを必然的ととらえるか否かにかかっている。その結合は、たとえ現実にみられているとしても、理論的には当然とはいえない。受取配当金の全額を利益とし、そこに配当所得が生じているとみるのは当然のことなのではなく、慣行的な実現ルールが生みだした虚構でしかないのである。

VI おわりに

一般に、受取配当＝インカム・ゲイン、株式売却益＝キャピタル・ゲインとする構図は、ほ

とんど疑われることがないままに、ごく当然のこのように受けとめられてきた。しかし、そうした通念は、株主の利益計算に重要な問題をひき起こしていた。実現した株主の所得を超える配当金の受け取りは、投下資本の回収であるにもかかわらず、企業会計では利益とされているのである。そこでは、維持すべき資本の要素が利益に算入され、資本と利益との区分が曖昧にされている。そうした帰結をもたらしているのは、原価評価と結びついた慣行的な実現ルールであるといつてよい。むろん、そこでの混乱は、配当時点と株式売却時点とのあいだの利益の配分にかかわるものでしかないが、年度利益の計算にとって、それは無視できる問題ではない。

受取配当金の全額を利益とすることは、そうした実現基準のもとではじめて正当化されるにすぎない。配当金の受け取りを株主の所得とすることも税法上の虚構であり、その虚構性は、解散時の残余財産の分配において、留保利益相当額を「みなし配当」とする点にもっとも顕著にあらわれていた。その虚構性という点では、通常の現金配当の場合も解散の場合も、税法における「配当」の定義はそれなりに首尾一貫しているというべきであろう。しかし、そのことを前提としてみても、留保利益の資本組み入れにたいする配当課税は説得的な根拠に欠けている。そこでの概念構成はもちろん、租税政策の点においても、その課税を正当化することはできなかつたのである。

もっとも、本稿での分析は、特定の強い規範や政策論にそのままただちに結びつくわけではない。利益計算における原価評価と実現基準との関係についても、現行ルールの改革を主張するものではない。所得の概念を分析道具としたのは、発生ベースで利益を考えてみるためである。現実には原価評価と実現基準とが分かち難く結びついているにしても、理論的にはその制約から離れて研究対象を観察してみなければならぬ。未実現の評価益を利益に算入するとい

うのは、そうした議論とはべつの問題であり、実現基準についての基礎的な分析をしたあとでなければ理論的な規範をいうことはできない。

本稿で指摘したのは、むしろ、そうした規範論とは逆の方向である。実現基準にたいする批判の多くは、利益計上のタイミングの遅れに向けられている。一般に、実現利益が計上されるよりも以前の段階で、すでに経済的には利益が生じており、実現基準ではそれを利益計算に反映させることができないといわれている。しかし、その指摘は実現基準のある一面をとらえたものでしかない。本稿が取り上げた問題状況では、維持すべき資本の要素までが利益に算入され、そこでは将来の利益が早めに繰り上げ計上されているのである。重要なのは、資本と利益との区分が通常いわれているほど明確ではないという点であり、原価評価と実現基準との結びつきがその区分を曖昧にしているという点である。本稿は、その問題を、配当という身近で素朴な題材を通じて検討してみたわけである。

その問題は容易には解決できないが、本稿であきらかになったのは、「配当所得」という概念の虚構性である。留保利益の資本組み入れはもちろんのこと、現金配当でさえもそれ自体は株主に所得を生じさせない。実現所得を超える受取配当金の課税所得への算入が、税負担を通じてむしろ株主の富を減少させるのである。しかし、それはあくまでも特定の税制を与件としたときの話しである。企業会計の利益計算と株主の富との一般的な関係は、理論的にもいまだあきらかではない点が多い。その不確かな関係を与件としたり、根拠にもちいて議論することはとてもできそうにない。それよりもまえに、企業会計の利益計算と株主の所得との関係について、十分な検討が必要とされているのである。

注

1) 留保利益の資本組み入れは、配当可能利益そのものが減少するのとあわせて、将来に積み立てるべき利益準備金の額を増加させ、それだけい

っそう将来の配当可能利益を減少させる。債権者保護を考慮した最低資本金制度の創設において、それが有効な増資手段のひとつとなるのは、そのように将来の配当可能利益が減少する点にある。それにたいする配当課税は、増資に追加的なコストを生じさせるだけでなく、ほんらいは債権者を保護することになる留保利益の資本組み入れが、納税のための資金の流出によって、かえって債権者を害することにもなる。その課税は、会社法の趣旨からすると、二重の障害となるといえよう。なお、この課税にたいする批判については、竹内昭夫「株式配当・無償交付と株式分割〔上〕、〔下〕」商事法務第1181(1989年5月5日)号、第1182(1989年5月25日)号、同「利益積立金の資本組み入れとみなし配当課税の当否〔上〕、〔下〕」商事法務第1258(1991年8月5日)号、第1259(1991年8月25日)号、河本一郎「株式会社の計算」商事法務第1222(1990年7月15日)号、田中章介「利益準備金の資本組み入れに係るみなし配当課税の当否」『税務弘報』第39巻第4号(1991年4月)などを参照されたい。

- 2) 株式配当を題材にした研究は数多いが、さしあたり、久保欣哉『株式配当論』千倉書房、1960年、西山忠範『株式会社における資本と利益』勁草書房、1961年、竹内昭夫『剰余金の資本組入』東京大学出版会、1962年、金子宏「アメリカの連邦所得税における『株式配当』の取扱い」『租税法研究』第1号(1973年)、辻山栄子『所得概念と会計測定』森山書店、1991年などを参照せよ。なお、わが国における論争点については、竹内昭夫「§293ノ2」『新版注釈会社法(9)』(上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編集)有斐閣、1988年をみよ。
- 3) 現金配当の情報効果については、Battacharya, S., "Imperfect Information, Dividend Policy and 'the Bird in the Hand' Fallacy," *Bell Journal of Economics*, Vol. 10 (Spring 1979); Miller, M.H. and K. Rock, "Dividend Policy under Asymmetric Information," *Journal of Finance*, Vol. 40 (September 1985); Healy P.M. and K.G. Palepu, "Earnings Information Conveyed by Dividend Initiations and Omissions," *Journal of Financial Economics*, Vol. 21 (September 1988)などを参照。また、株式分割や株式配当の情報効果は、Foster III, T.W. and D.Vickrey, "Information Content of Stock Dividend Announcements," *Accounting Review*, Vol. 53 (April 1978); Asquith, P., Healy, P. and K. Palepu, "Earnings and Stock Splits," *Accounting Review*, Vol. 64 (July 1989); McNichols, M. and A. Dravid, "Stock Dividends, Stock Splits, and Signaling," *Journal of Finance*, Vol. 45 (July 1990)などを参照。
- 4) この最高裁判例の評釈については、吉良実「利

益積立金の資本組み入れと利益配当の擬制の合憲性」『民商法雑誌』第88巻第6号(1983年9月)をみよ。なお、本稿で取り上げた判決文は、本学部研究資料室の「TKC法律情報データベース(LEX/DB)」で検索した。

- 5) ただ、譲渡損失について、損益通算(譲渡利益との相殺)が認められるか否かは、べつの問題である。なお、法人税法第24条では、解散のときに受け取る資産の評価額が株式の取得原価(または帳簿価額)を超える場合、その超過額の範囲において「みなし配当」が認定される。たとえば、 $A_n - K_0 > RE_n$ のときには、 RE_n が受取配当とされ、 $A_n - K_0 - RE_n$ が株式売却益となる。留保利益を資本へ組み入れると、 $A_n - K_0 (> 0)$ の範囲で、受取配当から株式売却益への転換が起きる。受取配当金の益金不算入制度が適用される場合には、この転換は法人税のうえでも税負担に影響をあたえる。
- 6) 株式配当については、竹内昭夫「§293ノ2」(前掲)をみよ。また、留保利益の資本組み入れにたいする「みなし配当」課税の説明にもこの説が採用されることがある。たとえば、武田昌輔『立法趣旨法人税法の解釈(三訂版)』財経詳報社、1990年、吉牟田勲『新版法人税法詳説』中央経済社、1990年、同「利益積立金・利益の資本組み入れ」『民・商法と税務判断(商事・金融編)』(日本税理士会連合会編集)、六法出版社、1991年、中村利雄『法人税法要論(平成3年版)』税務研究会出版局、1991年などを参照せよ。
- 7) かりに、現金配当のあと、ただちにそれを資本拠出したという擬制をもちいるとしても、企業

会計では、その場合の受取配当は実現利益とされることはない。伝統的な意味で実現をとらえるならば、受け取った貨幣財は自由に処分できるものでなければならず、あらかじめその用途が拘束されている場合には、いくら貨幣財を受け取ってもそこでは実現しないと解されるからである。この点にかんしては、森田哲彌『価格変動会計論』国元書房、1979年をみよ。

- 8) この点については、田中二郎『租税法(第三版)』有斐閣、1990年、178頁、金子宏『租税法(第三版)』弘文堂、1990年、112頁などを参照のこと。
- 9) こうした見解については、吉国二郎『法人税法』財経詳報社、1966年、金子宏「商法改正と税制」商事法務第1223(1990年7月25日)号、山本守之「利益・準備金の資本組み入れによる最低資本金クリア」『税理』第34巻第4号(1991年4月)、吉牟田勲「利益等の資本組み入れの課税特別措置と問題点〔上〕、〔下〕」商事法務第1253(1991年6月25日)号、第1255(1991年7月5日)号などをみよ。
- 10) 受取配当金を経過項目のように繰り延べても、同じ議論があてはまる。
- 11) 原価評価と結びついた実現基準は、このほかにもさまざまな問題を生じさせるであろう。たとえば、斎藤静樹「子会社合併における純資産の承継」『會計』第139巻第4号(1991年4月)では、合併時の資産評価益の資本と利益への区分が分析されている。
〔おびなた たかし 横浜国立大学経営学部助教授〕